

図書館への来館や活字での読書が困難な方へ

ハンディキャップサービスをご利用ください

【担当課】 中央図書館(金町6-2-1) ☎3607-9201 FAX3607-9200

内容

- ▶ 図書・CDなどの貸出期間が通常の14日間から30日間になります。
- ▶ 視覚に障害があり通常の印刷文字での読書が困難な方は、点字・録音図書などの無料郵送サービスや対面朗読サービスを利用できます。
- ▶ 図書館所蔵の本や個人が希望する資料の音訳・点訳サービスを利用できます。
- ▶ 図書館への来館が困難な方は、ご自宅に希望の本や視聴覚資料などをお届けする「本の宅配サービス」を利用できます。
- ▶ 点字図書、点字付き絵本、布絵本その他、デイジー図書(※1)、マルチメディアデイジー図書(※2)を貸し出しできます。



布絵本

- (※1) 専用の機器、またはパソコンに専用ソフトをダウンロードして聞く音声図書
- (※2) パソコンの専用ソフトなどで読み、画像も表示される音声図書

対象

- 区内在住で次のいずれかに該当する方
 - ▶ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
 - ▶ 要介護認定を受けている方、または図書館の利用に支障のある75歳以上の方
 - ▶ 区内の特別支援学校に在学中の方
 - ▶ 区内の福祉施設、介護保険施設、病院などに入所・入院中の方
- この他、利用に当たっては要件があり、ハンディキャップサービスに登録が必要です。詳しくはお近くの図書館にお問い合わせください。

どなたでもご利用できます

小さな活字が読みにくくなった方は

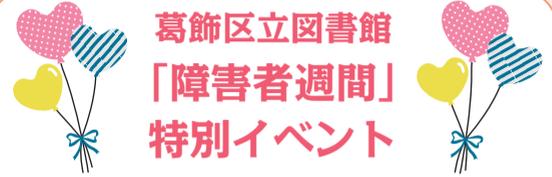
大きな活字で書かれた大活字本や、小説などの朗読CDがあります。

文字を読んだり内容を理解したりすることが苦手な方は

やさしいことば、絵や写真で読みやすく書かれているLLブックがあります。



大活字本



葛飾区立図書館 「障害者週間」 特別イベント

12月3～9日の障害者週間に合わせて、ハンディキャップ資料や点字付きグッズの紹介、視野が狭くなる体験ができるメガネなどの展示を行います。

【期間・会場】

- ▶ 11月23日(金・祝)～12月26日(水)
中央図書館(金町6-2-1) ☎3607-9201
- ▶ 11月23日(金・祝)～12月13日(木)
立石図書館(立石1-9-1) ☎3696-4451
- ▶ 11月25日(日)～12月11日(火)
亀有図書館(亀有1-17-5) ☎3690-1901
- ▶ 12月13日(木)～26日(水)
水元図書館(東水元1-7-3) ☎3627-3111
- ▶ 12月15日(土)～26日(水)
お花茶屋図書館(お花茶屋2-1-15) ☎3690-7661

12月1日～7日

TOKYO交通安全キャンペーン

【担当課】 道路管理課交通安全対策担当 ☎5654-8386

子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

子どもの交通事故は午後2～6時に多発しています。子どもたちには信号を守らせ、周りの安全を確認させましょう。

交通事故死者数のうち、高齢者が約4割を占めており、年齢層別では最多となっています。信号無視や横断禁止場所の横断などのルール違反はやめ、青信号で横断するときも、必ず右・左・右の安全確認をしましょう。



また、車の運転に自信がなくなった方や、家族から運転が心配と言われた方は、運転免許の自主返納をお考えください。

●自転車の交通事故防止

自転車事故の半数近くは、自転車側にも交差点内の安全不確認や一時不停止などの交通違反がありました。

自転車は車の仲間です。交通ルールやマナーを守りましょう。また、大人も子どももヘルメットをかぶり、夕暮れ時は早めにライトを点灯させましょう。



●二輪車の交通事故防止

都内における二輪車の交通事故死者数は、全体の約25%を占め、死亡事故の大半が交差点やその付近で発生しています。

二輪車に乗る際は速度の出し過ぎに注意し、交差点ではしっかりと安全確認をしましょう。また、ヘルメットのあごひもをしっかりと締め、プロテクターを着用しましょう。



●飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。飲酒運転をした本人はもちろん、酒類の提供者や車両の同乗者にも厳しい罰則が設けられています。

自転車も飲酒運転は禁止されています。



●違法駐車対策の推進

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因となっています。車で外出する際には、あらかじめ目的地の駐車場を確認し、駐車場やパーキングメーターを利用しましょう。



【問い合わせ】 ▶ 葛飾警察署 ☎3695-0110
▶ 亀有警察署 ☎3607-0110

消費生活情報

くらしのまど

投げ込みチラシなどに書かれたお得な情報に注意しましょう

最近、投げ込みチラシなどで商品や工事の価格を安くお得に見せていても、実際は思ったよりも安くないというトラブルが見られます。今回は事例とトラブルを未然に防ぐアドバイスを紹介します。

【担当課】 消費生活センター(立石5-27-1ウイメンズパル内) ☎(56698)2311

■事例

自宅の郵便受けに排水管高圧洗浄キャンペーンのチラシが入っていた。地域一斉集中

工事を行うことにより出張料金や人件費の削減が可能となり、通常一戸建てで3～5万円程度掛かるところ、3千円

で実施できると書いてあった。自宅は築20年以上と古く、排水管洗浄は今まで行ったことがない。本当に3千円で洗浄できるなら依頼したいが大丈夫だろうか。

■アドバイス

事例のようなチラシは格安な金額が大きな字で強調されており、申込受付の期間を限定して連絡を急がせるような内容になっていることが多いです。そして、チラシの末尾には小さな字で「排水管約4メートルにつき1カ所3千円掛かる」などと書かれており、敷地内全体で数万円になる場合もあります。特に高齢者に分かりづらい小さな字で書か

れた部分にも十分注意して読むようにしましょう。また、洗浄サービスの申し込み後に、他の不要な工事を勧められるなどして、高額な契約を結ばせる悪質な手口もあるので注意が必要です。洗浄サービスを検討する場合は、必ず複数の業者から事前に見積もりを取り、洗浄する箇所や内容を確認した上で決めましょう。

◆ 不審なチラシで判断がつかない、または高額な契約を結ばされるなど困った場合は、消費生活センター(☎56698)2311)に相談してください。